

日本政府に対し朝鮮学校と学生たちを政治外交目的で利用することを ただちにやめることを求める決議

- 1 2013年2月20日、第二次安倍内閣は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「無償化法」）に基づく就学支援金の支給対象校としての指定を求めていた全国10校の朝鮮中高級学校に対し、一斉に不指定処分を行った。

この高校無償化からの除外に加えて、2016年3月29日に文部科学省から朝鮮学校を認可している都道府県に宛てて発出された、いわゆる補助金見直し通知（3.29補助金見直し通知）により、補助金を停止・減額する自治体が増え、もともと経済的負担の重かった在日朝鮮人の保護者らはさらなる苦境を強いられている。経済的な理由だけでなく、朝鮮学校に通わせることが子どもへの差別や苦勞につながるのではないかという懸念から、朝鮮学校に子どもを送りたがらない保護者もいる。

日本政府が行う教育上の差別が、在日朝鮮人の子どもたちが自らのルーツを知り、誇りを持つための民族教育を受ける機会を奪い、子どもたちの学習権を侵害している。

- 2 このような教育上の差別の根本には、国の対朝鮮民主主義人民共和国（朝鮮共和国）政策、対朝鮮総連政策がある。

朝鮮学校は、第二次世界大戦以前からの日本の植民地政策により、言語、文化を奪われ、また土地等の生産手段をも奪われて移住を余儀なくされ、あるいは強制的に連行されて日本で終戦を迎えた在日朝鮮人が、自分たちの言語、文化、そして誇りを取り戻し、守っていくために、終戦後日本各地に設立した国語講習所が母体である。また在日朝鮮人は、在日本朝鮮人連盟（朝連、のちに朝鮮総連）といった民族団体を結成し、民族教育の実施のために力を合わせてきたが、占領軍及び日本政府は、朝鮮学校や民族教育に対する差別と弾圧を繰り返してきた。そうすることによって、朝鮮共和国との政治外交関係に圧力をかけ、交渉を有利に進めようとしてきたのである。今回の高校無償化からの除外も朝鮮学校と学生たちを政治外交目的で利用するものにほかならない。

- 3 こうした日本政府による教育上の不当差別に対し、上記不指定処分を受けた10校のうち5校の学校ないし学生が、差別のない無償化法の適用を求めて全国5地裁（東京、名古屋、大阪、広島、福岡地裁小倉支部）に提訴している。

2017年7月28日、大阪地裁は、朝鮮総連と朝鮮学校との関係について、「歴史的事情等に照らせば、朝鮮総連が朝鮮学校の教育活動又は学校運営に何らかの関わりを有するとしても、両者の関係が我が国における在日朝鮮人

の民族教育の維持発展を目的とした協力関係である可能性は否定できず、両者の関係が適正を欠くものと直ちに推認することはできない」と判断し、「母国語と、母国の歴史及び文化についての教育は、民族教育にとって重要な意義を有し、民族的自覚及び民族的自尊心を醸成するうえで基本的な教育である」ことを認定したうえで、大阪朝鮮学園は指定の要件を充足していたにもかかわらず、これを不指定としたことは文部科学大臣の裁量権の逸脱濫用であって違法無効であるとして、不指定処分を取り消し、指定を義務付けた。

ところが、2018年9月27日の大阪高裁判決は、朝鮮総聯と朝鮮学校の人事面の結びつきが強いこと、朝鮮総聯が朝鮮学校に対して財政的支援を行っていること等を理由に、朝鮮学校が教育の自主性をゆがめるような不当な支配を受けている合理的な疑いがあるというべきであると判断し、大阪地裁判決を取り消した。また、東京地裁、名古屋地裁、広島地裁でも、差別のない無償化法の適用を求める学校ないし学生の訴えを退けている。

これらの司法判断は、日本政府の行う不当な教育上の差別や子どもたちの学習権の侵害に追随するものであり、容認することはできない。

4 同様の差別が、幼児教育の段階にまで広がることも懸念されている。

大阪市が2016年度から実施している幼児教育無償化が、一定の要件を満たす認可外保育施設に通う子どもたちをも対象にしているにもかかわらず、大阪市内の7つの朝鮮学校附属幼稚班が適用から除外されていることは、それ自体が幼児たちへの不当な差別であるとともに、安倍政権が2019年10月からの実施を掲げている幼児教育・保育無償化政策においても、同様に朝鮮学校附属幼稚班が適用差別を受けることを強く懸念させる。

5 こうした国の差別政策がまかり通ることは、民間の差別意識を醸成するという点でも、深刻な影響をもたらす。

2009年12月4日、京都朝鮮第一初級学校の門前で在特会が、「朝鮮学校、こんなものは学校ではない」「朝鮮半島帰って」「スパイの子どもやないか」などの罵声を1時間余りにわたって浴びせ続けるという事件が起きた。その後も、排外主義的な団体によるデモ、街宣によるヘイトスピーチなど、在日朝鮮人に対する差別意識に根差した民間人の言動は、枚挙にいとまがない。また、在日朝鮮人や朝鮮共和国、朝鮮半島にルーツを持つ人々を嘲笑する言動が、公刊物から日常会話の中に至るまで、あらゆる場面で垂れ流しにされている。3.29補助金見直し通知に対して日弁連及び各地の単位会が声明を出した後、単位会所属の弁護士全員に対して、あるいは在日朝鮮人の弁護士に対しての懲戒請求が同一内容で大量になされるという事態が頻発した。

ヘイトスピーチの根絶を実現するためにも、朝鮮学校に対する教育上の不当な差別政策やそれを追認する司法判断を看過することはできない。

6 自由法曹団は、在日朝鮮人の子どもたちの学習権を侵害する国の不当な差別政策や司法判断を強く批判し、日本政府に対し、朝鮮学校と学生たちを政治外交目的で利用し、差別することをただちにやめ、全国10校の朝鮮中高級学校に対して無償化法に基づく就学支援金の支給対象校として指定を行うよう求める。

2018年10月22日

自由法曹団 福岡・八幡総会